

# 敬愛大学・敬愛短期大学地域連携センター規程

平成29年3月16日 制定  
最終改正 令和6年2月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、敬愛大学・敬愛短期大学地域連携センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、敬愛大学・敬愛短期大学の地域連携、地域貢献の総合窓口として、地域社会、行政、企業、学校等との連携を深め、地域の発展に寄与するとともに、本学の教育研究機能の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 産学官連携及び地域・社会貢献に関する事項
- (2) 生涯学習・公開講座に関する事項
- (3) 地域行事・ボランティア活動等の情報統括に関する事項
- (4) 地域連携に関わる敬愛大学及び敬愛短期大学内の連絡調整および窓口業務に関する事項

(組織)

第4条 センターにセンター長及び事務職員を置く。

- 2 センター長は、学長の命を受けセンターの業務を統括する。
- 3 センター長は、学長の指名に基づき、理事長が任命する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 センター長が任期中に欠員となったときの後任の任期は、その残任期間とする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、センター事務室が行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。